第5章環境アセスメントの経緯と展望



これまでの環境アセスメント制度を振り返る

学会創立 20 周年記念 第1回座談会

1. はじめに

環境アセスメント学会が発足し、活動を始めてから 20 年が経過する。この間の学会の歩みは、環境影響評価法の施行や地方における環境アセスメント条例の運用など、制度や技術の発展と軌を一にしてきた。若手研究会座談会では、こうした環境アセスメントに関わる制度や技術の発展の経緯を振り返り、その成果や到達点、残された課題、今後進むべき方向について検討することを目的とし、2021年11月26日に開催された。当日は、対面で8名(話題提供者、スタッフ)とオンラインで9名が参加した(写真1)。パネリストなど、質疑応答参加者は以下の通りである。

- ■趣旨説明
- ・錦澤 滋雄 若手研究会会長(東京工業大学)
- ■パネリスト
- ・浅野 直人 顧問(福岡大学)
- ・小林 正明 理事(中間貯蔵・環境安全事業 (株)、元環境事務次官)
- ・梶谷 修 理事 ((一社)日本環境アセスメント協会)



写真1 当日の会場の様子

- ・土門 優介 会員(株式会社ドーコン環境 事業本部環境保全部)
- · 栁田 邦玲雄 会員(環境省大臣官房環境 影響評価課)
- ■コーディネーター
- ・竹内 彩乃 会員 若手研究会 (東邦大学)
- ■全体コメント・閉会挨拶
- ・藤田 八暉 会長(久留米大学)
- ■質疑応答参加者
- ・田中 充 顧問 (法政大学)
- ・原科 幸彦 理事(千葉商科大学)

2. 話題提供

若手研究会の錦澤滋雄会長から趣旨説明があり、続いて環境アセスメント学会の役員による話題提供が3題、若手研究会からの話題提供が2題あった。

第一に、浅野直人顧問から「アセスシステムと制度」と題してご講演いただいた。環境アセスメント制度の沿革や当時の議論に触れながら現状を整理した上で、「よりよい決定を支援するシステム」であることがもっと認識される必要があること、多義的で多様な「環境」の把握・評価を社会・経済面を踏まえて位置づけることの重要性について言及された。最後に、環境アセスメントは、総合科学である環境科学の応用であり、環境アセスメント学会が臨床環境科学会としての役割を果たすことが大いに期待されるという力強いメッセージをいただいた。

第二に、小林正明理事からご講演いただいた。環境影響評価法の法案作りの様子を

振り返った上で、実務はいかに実質的な環境配慮を組み込むかを検討しながら試行錯誤を積み重ねた当時の具体事例の報告があった。環境情報の調査・予測手法の検討のため、技術的な観点から環境基準のあり方なども含めた課題の検討を行ってきたことや、これからの環境アセスメント学会は、地域循環共生圏や SDGs など、地域でどのように環境管理を行なっていくかという視点を取り込む必要があることにも言及された。

第三に、梶谷修理事から「環境アセスメン ト制度の発展に向けた協会の取組み-実務 の観点から-」と題してご講演いただいた。 一般社団法人日本環境アセスメント協会は、 1978 年に任意団体として発足し、環境影響 評価法が全面施行された 1999 年に公益法 人として社団法人に認定され、その後、 2012 年に一般社団法人へ移行し、今日に至 っている。この間、実務の観点からアセス制 度の運用に関わってきた。環境アセスメン トの技術力向上と人材の育成と社会的信頼 性の向上に努め、セミナー・研修、研究開発 などの活動、さらに人材育成として環境ア セスメント士認定資格制度を創設し、運用 してきた。これからは実務者と専門家の連 携が一層求められること、気候変動や SDG s などの環境政策にどのように貢献するか が重要となることに言及された。

第四に、若手研究会の土門優介会員から「累積的・複合的影響を考慮した環境アセスメントの検討」と題して話題提供があった。道路事業と農業の圃場整備事業の工事時期が重複した際、希少猛禽類の営巣への影響が大きくなった事例がある。それぞれ個別に環境アセスメントを実施しているが、累積的・複合的影響を考慮できていないという問題意識を持っていた。課題は3つあり、①導入量や環境容量・収容力に関する地域目標の設定、②開発計画などに関する情

報共有の方法・システムの整備、③累積的・ 複合的影響評価に関するガイドライン・技 術手法の整備であり、これらの課題の解決 に向けて、環境アセスメントの事例集を整 理し、会員企業向けに公開する予定である ことにも触れられた。

第五に、若手研究会の栁田邦玲雄会員か ら「風力発電に係るゾーニング」をテーマに 話題提供があった。風力発電事業に関して、 地元で反対意見が出て問題となっているケ ースがある。これに対応するため、早期の段 階で、自治体主導で協議した上で事業を行 えるかを考えるゾーニング事業を行ってい る。例えば浜松市では、事業計画の検討や候 補地選定についてゾーニングの区分によっ て地域住民意見の反映が可能となった。ま た、ポスターの掲示やワークショップなど で意見収集を行い合意形成に取り組んでい る事例もある。改正地球温暖化対策推進法 に基づく促進区域の仕組みでは、計画認定 制度が創設され、合意形成の促進に向けて 進んでいることにも言及された。

3. ディスカッション

ディスカッションは、話題提供してくださった学会役員3名、若手研究会2名により行われた。司会は、若手研究会の竹内彩乃会員が担当した。

■累積的・複合的影響に関する課題について **浅野:**累積影響は扱いが難しい問題である。 累積になりそうな事業計画の場所など、情報をしっかり把握することが必要である。 計画の熟度が低い事業については、情報が 少ないため、行政が早い段階で把握した情報を基に検討していくことが重要である。 また全体として地域の環境管理の計画をしっかりと策定しておいてこれをもとにアセ



スを進めていくことが大切である。

小林:アセスメントの結果を反映させて、実 質的に機能させようとすると、地域環境全 体をどのように運用していくのかというこ とが重要である。ただ、事業毎の垣根がある ので難しいところはある。風力の導入の話 について、ゾーニングが切り口になると良 いと考える。自分達で調べたデータは財産 なので、提供は有料でも良いのではないか と考える。当初は、環境管理課で環境アセス メントを担当していたため、環境アセスメ ント法制度を追求していたが、加えて、地域 の環境管理、特に土地利用に指針を与える ようなことも模索していた。現在は地域の 環境基本計画ができているはずで、政策網 羅的になったが、即地的にガイドラインの 機能を果たすことが少なくなっているので はないか。電源開発調整審議会での発電の アセスでは、経済的、社会的な影響もオーソ ライズされることもあった。ヒントになる 事例はあるのではないか。これらをリニュ ーアルされると良いのではないか。

梶谷:事業区域が含まれる地域の環境管理計画的な観点を整理して、反映されている点を環境アセスメントで評価していくこともできるのではないか。また、都市開発の環境アセスメントでは周辺の事業が環境アセスメントの手続きがおわっている、あるいは都市計画決定されている場合は、バックグラウンド情報として整理し、予測評価を行っていることもみられる。

土門:浅野顧問からお話されたとおり、情報 収集が必要であり、ワーキングでも自治体 が中心となった情報収集システムがあると 良いと考えており、小林理事から類似事例 があったということで参考にしたい。

小林:日本の地域社会が持続可能性という 面で変化しており、10年先のアセスメント を見据えて、危機感を共有していくことが 重要である。

梶谷: 事業アセスから「地域アセス」 に変わってくることも考えられる。

土門: そのようなキーワードや視点も重要である。

■風力発電分野におけるゾーニングに対する期待や考え

浅野:事業者ではなく、地域の行政主体が中心となって、ゾーニングを行うことが必要である。ただし、行政が適地を決める段階で紛争が起こる可能性もあり、地域協議会のような組織に誰が参加するのかによって合意形成の成否が左右されるのではないか。

小林:風力を想定したゾーニングは地域が 絞られやすく、ゾーニング制度を進めてい ただくと良いと思っている。浅野先生から 合意形成の難しさについてご指摘があった が、プロジェクトが暗礁に乗り上げるよう な紛争時には市民も含めた円卓会議などを 行ってきた。協議会は立場の決まっている 人が参加しているため、手続き的になかな か動かないという問題もある。立場やしが らみに拘らない若い世代も参加するなど、 チャレンジできることはあると思う。アン ケート調査結果の反映なども良いと思う。

浅野: ゾーニングをする場合、情報を集める ための機能、例えばアセスメントのプロが 関わるなどの仕組みとセットで考える必要 がある。

梶谷: ゾーニングは、いかに関係者の意見を 踏まえて合意形成するかが重要であると考 えるので、そこの工夫をどうするかが課題 である。

柳田:まさに施行に向けて動いているところであるが、かなり難しい。どういった方に、どのような手順で、意見を反映していくのかが重要である。例えば、若い世代などいろいろな世代の方に入っていただくことが

重要であるところや、環境の観点で専門的な知識を持っている皆さんに、地域のファシリテーターとしてご協力いただけると良いのではないかと考えた。

梶谷: JEAS の研究部会では、コミュニケーション技法研究会でファシリテーターについても研究開発を行った。このような能力を研修などで身に付けていくことも重要であると考える。

柳田: 専門的知識、合意形成の技術がないという意見もあるので、その辺りを支援できると良いのはないかと思う。

竹内: 利害関係のある事業者と漁業者が相談することも難しいため、公的に調整のための人材が派遣されるような仕組みがあると良いのではないか。

■質疑応答

原科:戦略的環境アセスメントの必要性は関係者の皆さんに当初から理解されていたが、法制化においてうまくいかなかった。20 年経って日本でも具体的な課題になってきたので、良かったと思う。愛知万博では、計画プロセスとアセスメントが繋がるように進められ、合意形成ではなく意思決定を支援することが理解できた。これから社会が変わっていくので、次の世代が色々と考えているので期待している。アセス情報の公開については、コストを負担しながらシェアしていけば共有財産になる。国際的な状況と引き合わせたら良いと思う。

田中:法アセスが施行されて 20 年が経過し、法制度としての熟度は増したが、手続きが増えて事業者の負担感が増えるなどが生じているように感じる。事業の特性により手続きを軽くするなど、事業の重い軽いに応じた柔軟な仕組みとするのが良いのではないかと考えるが、ご意見を伺いたい。

浅野: 事業のポイントを押さえて答えを出

すアセス図書であるべき。現行制度の運用を変える必要もある。これまでは公害対応型であるため、新たな環境政策課題に関する調査予測の技術開発をした上で、アセス項目によりメリハリをつけていくことが必要である。

小林:日本の戦略的環境アセスメントについては、なかなか抵抗が多く、早く整備することを優先した結果、今のような制度となっており、何段階も手続きを繰り返すことになっているので、これを発展的に解消していくことが必要である。当時は右肩上がりで事業が増えていたため、警鐘を鳴らすという意味でやっていたが、アセスの狙いも変わってきていると感じている。開発や地域の維持そのものが持続可能にどのように実施できるか、役割が変わってきていると感じている。

梶谷:自動車工場のアセスを担当したが、行政の指示に対しては、個々に丁寧に対応する必要があり、大変厚いアセス図書となった経験があった。調査の内容が相当に多いため、何を予測評価するのか決めた後に必要な調査を決めていくことが必要であり、地域の特性と事業の特性をよく踏まえてインパクトをしぼりこむことが重要と考えている。

田中:今後のアセス制度は、主にマイナス面を防止する公害型から新しい価値創造型に変わっていかないといけない。気候変動問題のよう排出容量の上限が決まっている分野では、それを地域にいかに落とし込んでいくかは、新しい課題である。

原科: 同感である。会計学の分野では、アカウント(会計)という考え方がある。 最近では、貨幣だけでなく、環境、社会についても記録していこうという流れになっている。



4. おわりに

最後に、環境アセスメント学会の藤田八 暉会長(久留米大学)より全体コメントを含 めて閉会挨拶をしていただいた。旧法案の 作成からの関わりにおいて、政策・計画段階 のアセスメントの制度化を実現することが 課題と思っており、本日議論された累積的・ 複合的影響、ゾーニングに関する課題についても、学会として環境省に第五次環境基 本計画に対する意見として提出したことに も言及された。持続可能な社会の実現に向け、環境影響評価が環境保全を図るための 基盤的施策の役割を担うものとして取り組んでいく必要性について確認された。

今回の座談会で、環境影響評価法の制定 や運用に直接携わってきた方々から、環境 影響評価法制定当時の主な論議や意図、経 験をお伺いすることができたのは貴重な機 会であった。当初から解決されていない課 題もあるが、皆さんが共通して強調されて いたのが、「地域」というキーワードであっ た。地域を切り口に、自治体が中心となった 情報収集や地域環境管理の取り組みなどが 行われていくことが期待される。

文責:竹内 彩乃(東邦大学)



環境影響評価法の今後の展開-法改正に向けて

学会創立 20 周年記念 第 2 回座談会

1. はじめに

環境アセスメント学会創立 20 周年記念 事業の一環として、若手研究会主催で2回 の座談会を開催することとなった。2021年 11月26日に開催した第1回座談会では、 本学会創立とほぼ同時期に成立した環境影 響評価法を取り上げ、法制化ならびに本学 会設立にご尽力された先生方をお招きして、 制度創設のねらいや当時の課題を振り返っ ていただいた。

今回の第2回では、環境影響評価法の今後の展開について、持続可能な社会のより一層の実現に資する法改正の方向性や新たな技術の活用のあり方を見出すことを目的として、2022年12月14日に日本大学理工学部(東京都千代田区)及びオンラインのハイブリッド形式で開催した。

当日は、対面で15名(話題提供者、スタッフ)とオンラインで38名が参加した。話題提供者、質疑応答参加者は以下の通りである。



写真1 当日の会場の様子

■趣旨説明

・錦澤 滋雄 若手研究会会長(東京工業大学)

■話題提供

- ・上杉 哲郎 常務理事((株)日比谷アメニス): 「元環境行政官の立場から」
- ・佐藤 律子 理事(日本工営(株)):「環境 影響評価法の改正に向けて〜コンサルタ ントの目線から〜」
- ・原科 幸彦 理事 (千葉商科大学):「グロー バルな視点からの環境影響評価制度の再 検討」
- ・柳 憲一郎 顧問 (明治大学):「環境法、地方公共団体のアセスメント」

■コーディネーター

- ・林 希一郎 理事 若手研究会 (名古屋大学)
- ■若手からの質問
- ·矢代 幸太郎 会員 若手研究会((株)東京 久栄)
- ・伊東 英幸 会員 若手研究会 (日本大学)
- ■コメンテーター
- ・大塚 直 常務理事(早稲田大学)
- ■全体総括のコメント・閉会挨拶
- ・藤田 八暉 学会長(久留米大学)

2. 話題提供

若手研究会の錦澤滋雄会長から趣旨説明 の後、4人から話題提供が行われた。

第一に、上杉哲郎常務理事から、「元環境 行政官の立場から」と題してご講演いただいた。環境影響評価法施行の経緯と、近年の 再生可能エネルギーと環境影響評価法の関 係についてご説明いただき、環境影響評価法の見直しの際には政省令、基本的事項、主務省令の見直しもリンクするとの説明があった。環境アセスメント制度改正論の前提として、政治経済社会の動向、世論の影響、専門的技術的論点、地方行政との関係があることを言及された。そして、これからの環境アセスメンには、法制度によらない環境配慮システム(スモールアセス)、持続可能性の追求(ポジティブアセス)、地域の環境管理の要としての役割(エリア対応アセス)の三つを求めたいとの言及があった。

第二に、佐藤律子理事から、「環境影響評 価法の改正に向けて~コンサルタントの目 線から~」と題してご講演いただいた。現在 の環境アセスメントは、配慮書手続きが導 入されたものの事業実施段階に限りなく近 く、審査が細かい指摘になりがちであるこ とや、方法書に準じて手続きを進めても準 備書・評価書で別の指摘を受けることが多 くあること、事業実施によるポジティブ効 果は評価されづらいこと等の指摘があった。 環境アセスメント制度の改正に向けては、 個別事業のアセスだけでなく、地域全体の 脱炭素化に向けた施策における位置づけ等 の視点での評価、事業による地域への貢献 等のポジティブ評価、社会影響の考慮など の必要性の指摘とともに、新たな対象事業 への迅速な対応、新技術による予測評価手 法への対応等の必要性が挙げられた。建設 コンサルタントへの期待としては、事業者 ニーズの把握、環境関連の世界的動向把握、 新技術を用いた影響調査、予測評価手法の 提案、合意形成ツールとしてのアセスのあ り方の検討・提案をお示しいただいた。

第三に、原科幸彦理事から、「グローバルな視点からの環境影響評価制度の再検討」 と題してご講演いただいた。本学会はもと もと、国際影響評価学会(IAIA)の日本人 会員が発起して設立したもので、より良い アセス制度を考えるうえで国際的な視点は 重要だという。アメリカの国家環境政策法 (NEPA) に示された 「環境と経済との調査 | 実現の要件として、合理性のための科学的 な分析、公正性のための民主的プロセス、効 率性のためのコミュニケーション方法が必 要との指摘があった。だが、現実はそうはな らず、例えば、問題となっている神宮外苑の 再開発計画はきわめて不透明なプロセスで あり、計画の意思決定への参加には、情報公 開の推進が不可欠だとした。また、藤前干潟 保全の例のように、事業実施直前のアセス では代替案がないため、計画・政策という戦 略的な段階での代替案検討が必要であると 指摘した。

2011 年の環境影響評価法改正で残された問題点は、(1)対象事業の範囲を拡大し、幅広く簡易アセスを実施、これを詳細アセスの対象とするスクリーニングに用いること、(2)スコーピングは「意味ある応答」が行われる場にする、(3)代替案の比較検討を義務化し、ノーアクション案も検討させる、(4)計画段階 SEA の導入、(5)外部専門家による審査諮問機関の常設、(6)司法制度との連動が必要である、とお示しいただいた。

第四に、柳憲一郎顧問から、「環境法、地方公共団体のアセスメント」と題してご講演いただいた。再生可能エネルギーの推進と環境アセスメントの関係について、制度的課題として再エネに関する環境影響評価はより幅広なスクリーニングの導入、簡易かつ効果的なアセスメント手続きの導入につながる具体的な制度設計、ゾーニング手法を採用した場合の協議会方式と SEA での地域住民への情報提供・意見聴取の関係提示、再エネ海域利用法の手続きとアセスの手続きを整合させる制度設計と日本版セントラル方式の具体化、アセス図書の公表



は制度的な考え方を示すことが必要との指 摘がされた。技術的課題としては戦略アセ スにより事業のポジティブ面 (費用便益) を 含む計画体系を示し累積的・相乗的・長期的 影響評価による複数の再工ネや他計画の合 理的評価手法を示すこと、事業アセスでは 調査・予測・評価のあり方について最新の科 学的知見や適時改訂される技術的指針に準 拠して実施されるべきこと、事後アセスも 同様である。また、累積的影響の評価のあり 方、順応的管理のあり方、リプレイスにおけ る予測評価についても適宜見直しつつ、技 術指針に反映すべきことが指摘された。そ して、事業者が自主的に行う簡易かつ効果 的なアセスメント手続きの導入を推進する ことが必要であるとし、簡略化の例として、 川崎市と東京都の環境影響評価条例をお示 しいただいた。

3. ディスカッション

ディスカッションは、若手研究会 3 名から、話題提供者 4 名に質問の後、回答いただき議論が行われた。コーディネーターは、若手研究会の林希一郎理事が担当した。

矢代: 「法制度によらない環境配慮システム (スモールアセス)」について、企業が行う インセンティブはどこにあるか。また、「持 続可能性アセスメントの追求」について、持 続可能性の概念に含めるべき要素は何か。 法改正に向けてどのようにアプローチすべ きか。

上杉:スモールアセスを企業が行うインセンティブを考えると義務化は難しいが、環境を優先する企業は増えており、環境認証も増えている。アセスを使用して環境配慮を取り入れ、それを認証する仕組みをつくることはできるのではないか。公的な民間団体が法制度外で行う認証制度を策定すること

はできるのではないか。または川崎市のよう に条例で対応することは可能ではないか。

国連の SDGs には 17 の目標があるが、環境面での炭素中立、自然再興、循環経済とともに社会環境配慮もあり、福利の向上であるウェルビーイングは環境面からのアプローチができるのではないか。地域循環共生圏の概念で行っていくことも考えられる。法改正で条文に入れることは難しいと思われることから、運用上持続可能性に配慮して行うことになるのではないか。

矢代: ゾーニングと EIA との関係について、 ゾーニング結果をどのように EIA に活用し ていくか、EIA の簡素化にどうつなげるべ きか。また、複数案件についても適用が可能 か、法改正に向けてどう考えれば良いのか。 佐藤: ゾーニングでは、しっかり守っていこ うという保全エリアと、次のステップに進 めそうな調整エリア、促進エリアのエリア 分けが示される。このことから、次のステッ プに進めそうなエリアの中で、事業を計画 し、それがアセス対象となった時に、環境保 全はしっかり配慮した上で、地域の合意が とれたところで進め、アセス手続きの中で 配慮書は簡素化するといったプロセスが実 現していくと、促進エリアや調整エリアに 事業を誘導していくことにつながっていく。 プロセス面で事業者にもメリットがあるよ うなことを制度に組み込んでいくことが必 要ではないか。

配慮書段階での複数案検討は厳しいのが 実感である。事業者内部では複数案の検討 は行われているが、採算性など様々な検討 をして一つの案にしていることから、複数 案を義務化すると形骸化する可能性がある。 その上で法制化に向けては事業自体のポジ ティブ評価をしていただくように、事業者 がより地域に良いことを目指そうという枠 組みが必要ではないか。 伊東: JICA ではマスタープランに SEA が 適用されているが、日本で適用できないの はなぜか。また、JICA でのマスタープラン への SEA 適用によって、どのような効果が みられたか。日本の法改正で取り入れるべき点はあるか。

原科: JICA は、2019 年に IAIA の Institutional award として環境社会配慮は 素晴らしいと表彰された。2010 年から JICA は新ガイドラインになり、10 年間の 異議申し立ては2件のみで、世界銀行より 1 桁も少ない。JICA はアセス段階で十分に チェックし、案件の手直しができるからで ある。マスタープランは SEA でチェックし 個別事業でもアセスを行う、二段階構成が 効果的である。国内においても JICA の経験 を活かして欲しい。 JICA では、 年間約 600 件ある全ての事業をカテゴリー分けし、A は影響が大きい事業として詳細アセス、B はやや影響がある事業として簡易アセス、 C は影響なしと分類している。この結果、 JICA では環境社会配慮が組織の文化にな り、事業部局も意識が変わってきた。こうい う文化を日本社会でもつくってもらいたい。 このように簡易アセスと詳細アセスがあれ ば、詳細アセスの対象となるのは一部だけ だが、集団検診のように、まず全ての事業を 対象に簡単な診断をすることで環境社会配 慮が当たり前のものになる。今のアセスは 重症患者のみを行っているのと同じなので、 環境社会配慮や SDGs の文化は生まれない。

法改正で SEA の導入を期待する。事業段階の手前での配慮書は方法書段階に含め、方法書に複数案を示すことが効果的である。方法書に事業を行う場合と行わない場合の代替案を記載する。海外では複数案を比較しており、情報提供の促進になる。例えばTCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース)では、気候変動に関するファイナンスを

する場合の必須条件として気候変動対策に 関する情報を公開して判断しており、参考 になる。

伊東:日本のスクリーニング制度では規模要件でアセス実施を判断しているが、このようなスクリーニングのやり方自体に問題があるのではないか。また、スクリーニングにかからない小規模事業について簡易アセスをする際に、川崎市では手続きや調査項目の省略・簡略化をしているが、評価する際の環境配慮の妥当性をどのように担保しながら簡易アセス、スモールアセスを実施すべきなのか。

柳:日本のアセス法制度では、環境影響が大 きい事業は規模要件で考え、1 種は全てア セスを行い、1種の0.75倍の規模である2 種はスクリーニングでアセスを実施するか どうか判断してきた。しかし、環境影響の度 合いと程度で判断する必要もあり、規模が 小さくとも影響が大きい場合もあるかもし れない。その際に事業者の説明責任を全う できる仕組みをつくることが必要である。 川崎市の例では指定開発行為のようにフル アセスを求めるものと手続きを簡略化する 仕組みが考えられている。民間事業者が行 う簡易アセスは事務局が一年に一度取りま とめ、審査会に報告しているが、川崎市が主 体の自主アセスでは現地調査を行ってチェ ックする場合もある。例えば川崎市と羽田 を結ぶ橋を建設したが多摩川の真ん中まで は川崎市、その先は東京都の管轄である。東 京都側は特に何もしなかったが、川崎市側 は自主アセス報告書を作成し、多摩川の生 態系保全の観点から計画を見直し実施した。 法の枠組みの中で事業者の説明責任をどの ように果たしていくかは、簡単なようで難 しい。温対法では SEA を行うことになって いるが、実際は SEA 的なものは行われてい ないのが現実である。洋上風力では第1種



事業では計画段階配慮書は出てくるが、これまでの計画段階の環境配慮書とあまり変わらず、データ的には現地調査まで行っている場合もあるが、多くは簡易データを収集して報告書を作成しているのが現実である。これをどのように SEA と結びつけ制度設計するか、考えなければならない点である。

錦澤:国の法律と自治体の条例との関係が、アセス制度を考える際に難しくしているのではないか。例えば洋上/陸上風力の適切な導入拡大に向けて、国と地方自治体のアセス制度の関係はどうあるべきか。両者の連携を考えた場合に法改正で考慮すべき点は何か。洋上のセントラル方式で自治体が果たすべき役割は何か。

柳:温対法の再工ネ促進区域と再工ネ海域 利用法の調整は、地域における案件のアセ スのあり方を考えていかなければならない。 JOGMECの風況調査や海底の地盤調査と地 元との協議会、環境省の収集データから、最 大 2 年間事業者のアセス期間を短縮するこ とが考えられている。環境省は、現在促進区 域で行われている事業者による環境アセス を抑制する措置を講じていかなければなら ないのではないか。もしくは、30年間の占 用期間を保証する措置が必要ではないか。 複数事業者による事前のアセス調査によっ て、漁業への負荷が高くなっていることが 漁業者や漁協の反対へつながっている。ま た、早期に調査することで選定されない事 業者のリスクが高まっていることもあり、 この辺りの調整を早急に国としては進めて いかなければならないと考えている。

林:事前の環境配慮を考えた際に、ゾーニング、自主アセスや簡易アセスを組み合わせて行っていくことが重要ではないか。

上杉:事前の環境配慮は、地域がどのような環境づくりを目指すのかが、もっとも重要である。地域の総合計画で各事業が目指す

方向とどのように環境を維持していくかに ついて目標をつくってもらい、各エリアで 重要な点や配慮ポイントをしっかりしてお くことが必要である。地域が主体的に考え て積み上げていく形式が良いのではないか。 地域が考えている環境像を踏まえて、アセ スを使用して情報公開しながら地域づくり をしていく形が良い。また、アセスのベース になるデータは、多くが公的に調査したデ ータを使用して事業者が追加で調べている が、公開や蓄積の方法、誰がどのように使用 するのか、法制度上明確にする必要がある。 原科:まず、都市計画における市民参加の推 進が重要である。神宮外苑の再開発は 28ha の地区計画で行っているが都市像を明確に せずに市民参加もなかった。明治神宮は創 建以来、都市公園として維持管理されてき たが、不透明な形で容積率と高さが緩和さ れてしまった。高さ規制 15m の風致地区な のに、高度利用型の再開発計画が決定され た。地域全体でどうするか、その決定への市 民参加が必要である。計画段階で情報公開 して、簡易アセス制度を広く行い、意見を聴 き「意味ある応答」をする。法律での対応は すぐには難しいが、自治体で総合的にできる のではないか。自治体のアセス条例に期待し ている。

柳:東京都のアセス制度の評価軸は二軸あり、 一つは環境基本計画に基づく地域管理計画で 政策的な側面があり温室効果ガスなどが含ま れている。地域管理計画が何か、十分調査しな いでアセス図書を作成する事業者も見受けら れる。もう一つは技術指針の各項目に沿って アセス図書を作成していくことである。

東京都がアセス制度の運用を見直した背景には、豊洲の開発と神宮外苑の開発の問題がある。後者では、これまで行ったことがなかった伝家の宝刀である知事の報告の聴取手続きを行った。今まで知事はアセス手

続きに定めるほかに、事業者に対して説明 を求めることはなかった。本来は、審査会は 意見が言える場が決まっているが、準備書 の後に、90条の発動で、評価書の素案を事 業者に作成させることで評価書の中身を精 査することとした。これは事業者には準備 書や評価書までに環境影響を調査、予測、評 価すべきであることを明確化することでも あり、それが不十分な場合には、条例をどの ように利活用するかが審議会でも求められ ているといえる。条例改正のきっかとなっ た豊洲は、変更届を出さないで事業が進め られていた。軽微な計画変更は変更届を出 さなくても良かったことから、軽微なもの の要件を規則でしっかり定めた。条例や規 則で定めて事業者に対しても透明性を高め ることが必要である。

洋上風力では、こうすればこうなるということを示す必要がある。環境省がモデル事業を行っているが早期段階での環境配慮を行いその際の協議会をどのように運用していけば良いのか、現実の中で行うと良い。

林: SEA などはデータが曖昧な段階で評価することは難しいと考えるが、アセスで使用したデータの公開やデータベース化、地図情報でマップ化するなど、既にあるデータを意思決定に活用していくことが実務的にも良いのではないかと考えるが、どうか。佐藤:環境省の EADAS は実務者にとってありがたいデータベースで活用が進んでい



写真 2 当日の会場の様子

る。過去のアセスデータが公開され利用できれば、事業の質を決める SEA の段階で明らかに環境影響が大きい場合は避ける方向に向かうと考えられることから、情報公開は非常に有効であると。アセス図書の公開は事業者の協力で進んでいることから、さらに蓄積していただきたい。

林:全体的なコメントを大塚先生からお願いしたい。

大塚:社会経済的な要素について、温対法の 改正ではSEA的な話を条文に書き込んだと 言って良いのではないか。現行のアセス法 の下でも、基本的事項改正により社会経済 的な要素も考慮できるのではないか。アメ リカの NEPA では以前から複数案検討の際 に社会経済的な要素の考慮が必須とされて おり、むしろ、日本が特殊になっている。

簡易アセスについては、前回の改正の際は条例アセスがあるから難しい、アセス法の対象の裾野を広くするとアセス条例とバッティングするという問題があった。法律と条例のアセスの関係は二層構造になっている。アセス法で対象範囲を広げるのはアセス条例があるから難しいという問題をどうするか、制度的な問題として残されている。

発電所については、電気事業法によって 事業者の報告書の公表の際に環境大臣が意 見を言う機会がないが、風力発電について は事後調査が重要との話があり、事後調査 で環境大臣が意見を言えないのは問題であ ることから、今年度中に対応していただき たいと考えている。CCS との関係でもアセ スが問題になるが、現行アセス法は列挙主 義をとっているためその対象に入れること にはハードルが高い。この点、アメリカの NEPA は包括主義をとっている。CCS でア セスをどうするか考えた際に列挙主義となっている現行アセス法がネックになる可能 性があると感じた。



4. おわりに

最後に、環境アセスメント学会の藤田八暉会長(久留米大学)より全体総括のコメントをいただいた。環境アセスメントは、環境保全を図るための基盤的施策の役割を担うものである。上位計画・政策における環境配慮をするために制度化に向けて具体的な検討を進める必要がある。脱炭素社会の構築などの政策課題に対して、環境アセスメントが果たす方策の究明、提示を急がなければいけない。環境基本法の目的、環境保全の概念を念頭に最適な環境アセスメント制度の実現に向けて進めていくことが求められるとの言及があった。

今回の座談会では、環境影響評価法の今後の展開について、法改正の方向性や新たな技術の活用のあり方をお伺いすることができた。アセス法と条例との関係や温対法との関係、簡易アセスの必要性、情報公開、地域における事業の位置づけなどを踏まえた、今後の環境アセスメント制度の展開が期待される。

文責:長岡 篤 (千葉商科大学)